

○ 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）

（注）四月二十五日に公表した平成二十五年金融商品取引法等改正（一年半以内施行）等に係る投資信託財産の計算に関する規則案（未公布）

改正案（注）施行後	今回の改正案
（運用報告書の表示事項等） 第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 一 当該投資信託の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。） 二 （略） 三 運用状況の推移（令第十二条第二号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている投資信託にあつては、当該投資信託財産の純資産額の変動と連動対象指標（規則第十九条第二項に規定する連動対象指標をいう。）の変動との連動率を表す指標を含む。次条第一項第三号において同じ。） 四 当該投資信託財産の計算期間中における投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬等並びに当該投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらに対価とする役務の内容 五 株式につき、銘柄ごとに、当該投資信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日（第七号イ及び第十四号において「前期末」という。）及び当該投資信託財産の計算期間の末日（以下「当期末」という。）現在における株式数並びに当期末現在における時価	（運用報告書の表示事項等） 第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 （新設） 一 （略） 二 運用状況の推移（令第十二条第二号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている投資信託にあつては、当該投資信託財産の純資産額の変動と連動対象指標（規則第十九条第二項に規定する連動対象指標をいう。）の変動との連動率を表す指標を含む。） （新設） 三 株式につき、銘柄ごとに、当該投資信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日（第五号イ及び第十二号において「前期末」という。）及び当該投資信託財産の計算期間の末日（以下この項及び第五項において「当期末」という。）現在における株式数並び

総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額

六〇九 (略)

十 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。次条第一項第九号ロにおいて同じ。）

ハ 当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下ハ及び次条第一項第九号ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

ニ (略)

十一〇十五 (略)

十六 再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 再生可能エネルギー発電設備ごとに、当期末現在における価格（投資信託約款に定める評価方法及び基準により評価した価格その他これに準じて公正と認められる価格をいう。次号ロ及び次条第一項第十五号ロにおいて同じ。）

ハ 再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分

に当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額

四〇七 (略)

八 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。）

ハ 当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

ニ (略)

九〇十三 (略)

十四 再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 再生可能エネルギー発電設備ごとに、当期末現在における価格（投資信託約款に定める評価方法及び基準により評価した価格その他これに準じて公正と認められる価格をいう。次号ロにおいて同じ。）

ハ 再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分

に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。次条第一項第十五号ハにおいて同じ。）

(1)・(2) (略)

ニ・ト (略)

十七 公共施設等運営権ごとに、次に掲げる事項

イ 当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称、立地、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）の内容及び公共施設等の管理者等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下同じ。）の名称並びに当該公共施設等運営権の存続期間その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項

ロ・ニ (略)

十八・二十三 (略)

二十四 投資信託委託会社が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。次条第一項第二十号において同じ。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者（同法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。同項第二十号において同じ。）である投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた手数料の総額

に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。）

(1)・(2) (略)

ニ・ト (略)

十五 公共施設等運営権ごとに、次に掲げる事項

イ 当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称、立地、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。ハ及びニにおいて同じ。）の内容及び公共施設等の管理者等（民間資金法民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下同じ。）の名称並びに当該公共施設等運営権の存続期間その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項

ロ・ニ (略)

十六・二十一 (略)

二十二 投資信託委託会社が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者（同法第三条に規定する宅地建物取引業者をいう。）である投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた手数料の総額

二十五 投資信託委託会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。次条第二十一号において同じ。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者（同法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。同号において同じ。）である投資信託委託会社との間の取引の状況

二十六～二十九 （略）

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第二十一号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第七号に規定する親投資信託の総額、同項第十三号に規定する令第三条第八号に掲げる特定資産の価格、同項第十九号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第二十一号に規定する基準価額の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第十号ロに規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第二十一号に掲げる事項は、その要旨を表示することができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第二十一号に掲げる事項の表示に当たつては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により

二十三 投資信託委託会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者（同法第五条に規定する不動産特定共同事業者をいう。）である投資信託委託会社との間の取引の状況

二十四～二十七 （略）

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十九号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十一号に規定する令第三条第八号に掲げる特定資産の価格、同項第十七号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十九号に規定する基準価額の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号ロに規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第十九号に掲げる事項は、その要旨を表示することができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十九号に掲げる事項の表示に当たつては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作

作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6・7 (略)

(運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項等)

第五十八条の二 法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 当該投資信託財産の運用方針
- 二 当該投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過
- 三 運用状況の推移
- 四 当該投資信託財産の計算期間中における投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬等並びに当該投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを対価とする役務の内容
- 五 株式のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 六 公社債のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 七 投資信託の受益証券(親投資信託の受益証券を除く。)、親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の

作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6・7 (略)

(新設)

純資産額に対する比率

ハ デリバティブ取引のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の投資信託財産の純資産額に対する比率

九 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ 当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項

ロ 物件ごとに、当期末現在における価格

ハ 当該不動産に関してテナントがある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

ニ 当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

十 令第三条第六号に規定する約束手形のうち主要なものにつき、当期末現在における債権額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十一 令第三条第七号に規定する金銭債権のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十二 令第三条第八号に規定する匿名組合出資持分のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十三 令第三条第九号に規定する商品のうち主要なものにつき、種

類ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十四 商品投資等取引のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十五 再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項

イ 当該再生可能エネルギー発電設備の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項

ロ 再生可能エネルギー発電設備ごとに、当期末現在における価格

ハ 再生可能エネルギー発電設備の状況

ニ 特定供給者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他特定供給者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）

ホ 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項各号に定める基準への適合に関する事項

ヘ 当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資信託財産の計算期間中に

	おける賃料収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他 賃貸借契約に関して特記すべき事項
ト	当該投資信託財産の計算期間中における売買総額
十六	公共施設等運営権ごとに、次に掲げる事項
イ	当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称、立地、運営 等の内容及び公共施設等の管理者等の名称並びに当該公共施設 等運営権の存続期間その他当該公共施設等運営権を特定するた めに必要な事項
ロ	公共施設等運営権ごとに、当期末現在における価格
ハ	当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況
ニ	公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（ 事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営 等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当 該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項）
十七	特定資産以外の資産のうち主要なものにつき、種類ごとに、 当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する 比率
十八	法第十一条第一項の鑑定評価が行われた場合には、当該鑑定 評価を行った者の氏名又は名称並びに当該鑑定評価の結果及び方 法の概要（当該鑑定評価の年月日又は期間を含む。）
十九	当期末現在における当該投資信託財産の純資産及び受益証券 の基準価額の状況
二十	投資信託委託会社が宅地建物取引業を営んでいる場合にあつ

ては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者である投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社を支払われた手数料の総額

二十一 投資信託委託会社が不動産特定共同事業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者である投資信託委託会社との間の取引の状況

二十二 その他当該投資信託財産の計算期間中における投資信託財産の運用状況を明らかにするために必要な事項のうち重要なもの

二十三 受益者が問い合わせを行うことができる部署及び電話番号

二十四 投資信託約款において運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法（法第十四条第二項に規定する電磁的方法をいう。）により提供する旨を定めている投資信託にあっては、その旨及び運用報告書に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報

二十五 運用報告書は受益者の請求により交付される旨及び受益者が当該請求をするために必要な情報

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券のうち主要なものにつき、直前の計算期間に係る前項第二号から第十八号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第五号から第八号まで、第十号から第十四号まで及び第十七号に規定する投資信託財産の純資産額に対する比率並びに同項第十九号に規定する基準価額の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、前条第一項第

十号ロに規定する価格を使用するものとする。

4 第二項の規定により直前の計算期間に係る事項について併せて表示すべき場合には、前二項の規定を準用する。

5 投資信託委託会社は、投資信託財産の計算期間の終了後又は次条に定める期間の終了後及び投資信託契約期間の終了後、遅滞なく、当該投資信託財産に係る法第十四条第四項に規定する書面を作成しなければならない。

（委託者指図型投資信託に関する規定の準用）

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条から第五十九条（同条第一項第二号を除く。）

までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合にお

（委託者指図型投資信託に関する規定の準用）

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）

の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

いて、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	(略)	第五十八条第一項各号列記以外の部分	第五十八条第一項第二十号	第五十八条第一項第二十四号
読み替えられる字句	(略)	第十四条第一項	第十一条第一項	宅地建物取引業者をいう
読み替える字句	(略)	第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項	第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項	宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社（宅地建物取引業法施行令（昭和三十九

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	(略)	第五十八条第一項各号列記以外の部分	第五十八条第一項第十八号	第五十八条第一項第二十二号
読み替えられる字句	(略)	第十四条第一項	第十一条第一項	宅地建物取引業者をいう
読み替える字句	(略)	第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項	第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項	宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社（宅地建物取引業法施行令（昭和三十九

第五十八條第一項第	
不動産特定共同事業	
不動産特定共同事	年政令第三百八十 三号）第九条第二 項の規定により宅 地建物取引業者と みなされる信託業 務を兼営する金融 機関及び銀行法等 の一部を改正する 法律（平成十三年 法律第百十七号） 附則第十一条の規 定によりなお従前 の例によるものと され、引き続き宅 地建物取引業を営 んでいる銀行並び に宅地建物取引業 法第七十七条第一 項の政令で定める 信託会社を含む。 ）を含む

第五十八條第一項第	
不動産特定共同事業	
不動産特定共同事	年政令第三百八十 三号）第九条第二 項の規定により宅 地建物取引業者と みなされる信託業 務を兼営する金融 機関及び銀行法等 の一部を改正する 法律（平成十三年 法律第百十七号） 附則第十一条の規 定によりなお従前 の例によるものと され、引き続き宅 地建物取引業を営 んでいる銀行並び に宅地建物取引業 法第七十七条第一 項の政令で定める 信託会社を含む。 ）を含む

二十五号

者をいう

業者をいい、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社（不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第九条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなお従前の例によるものとして、引き続き不動産特定共同事業を営んでいる銀行並びに不動産特定共

二十三号

者をいう

業者をいい、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社（不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第九条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなお従前の例によるものとして、引き続き不動産特定共同事業を営んでいる銀行並びに不動産特定共

		同事業法第四十六 条第一項の政令で 定める信託会社を 含む。）を含む
第五十八条第七項	第三条	第四十七条
(略)	(略)	(略)

(外国投資信託の運用報告書の表示事項等)

第六十三条 法第五十九条において準用する法第十四条第一項に規定する外国投資信託に係る投資信託財産（令第三十一条第一項の規定により読み替えられた法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該外国投資信託の仕組み（当該外国投資信託に係る投資信託財産の運用方針を含む。）
- 二 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過
- 三 運用状況の推移
- 四 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間の末日（第六号及び第三項において「当期末」という。）における貸借対照表

		同事業法第四十六 条第一項の政令で 定める信託会社を 含む。）を含む
第五十八条第七項	第三条	第四十七条
(略)	(略)	(略)

(外国投資信託の運用報告書の表示事項等)

第六十三条 法第五十九条において準用する法第十四条第一項に規定する外国投資信託に係る投資信託財産（令第三十一条第一項の規定により読み替えられた法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(新設)

- 一 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過
- 二 運用状況の推移
- 三 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間の末日（次号において「当期末」という。）における貸借対照表並びに当該計

並びに当該計算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表	算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表
五 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における全ての信託報酬その他の手数料及び当該外国投資信託に係る投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを対価とする役務の内容	(新設)
六 十四 (略)	四 十二 (略)
十五 十七	十三 十五 (略)
2 (略)	2 (略)
3 法第五十九条において準用する法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。	(新設)
一 当該外国投資信託に係る投資信託財産の運用方針	
二 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過	
三 運用状況の推移	
四 当期末現在における当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産及び受益証券の基準価額の状況	
五 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における全ての信託報酬その他の手数料及び当該外国投資信託に係る投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを対価とする役務の内容	
六 投資の対象とする有価証券のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の当該外国投資信託に係る投資	

信託財産の純資産額に対する比率

七 投資の対象とするデリバティブ取引に係る権利のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率

八 投資の対象とする不動産、不動産の賃借権又は地上権の主な種類

九 投資の対象とする金銭債権のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率

十 投資の対象とする手形のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における債権額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率

十一 投資の対象とする令第三条第八号に掲げる特定資産又はこれらに類似する資産のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率

十二 投資の対象とする令第三条第九号に規定する商品のうち、主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における時価総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率

十三 投資の対象とする商品投資等取引に係る権利のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率

十四 投資の対象とする再生可能エネルギー発電設備の主な種類

十五 投資の対象とする公共施設等運営権の主な種類	
十六 当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類において運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法（法第五十九条において準用する法第十四条第二項に規定する電磁的方法をいう。）により提供する旨を定めている外国投資信託にあつては、その旨及び運用報告書に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報	
十七 運用報告書は受益者の請求により交付される旨及び受益者が当該請求をするために必要な情報	
十八 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項（当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される当該書面につき特段の定めのない場合においては、第五十八条の二第一項各号に掲げる表示事項に準ずる事項）	
4 外国投資信託の受益証券の発行者は、当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間の終了後及び信託の契約期間の終了後、遅滞なく、当該外国投資信託に係る投資信託財産に係る前項各号に掲げる事項を記載した書面を作成しなければならない。	(新設)